

1. プログラム名称
福岡県済生会福岡総合病院 総合診療科専門研修プログラム
2. 専攻医定員
原則 1 学年あたり 2 名とするが、増員を希望する場合はプログラム申請書 A の別紙 5 に理由と共に定員希望数を記載すること。
3. プログラムの期間
(4) 年間
4. 概要
A. プログラムを展開する場や医療施設の地域背景や特長 本院は福岡市に位置する急性期病院で同時に地域支援病院である。福岡市で地域完結型の医療を実践する病院として総合診療研修ではそれぞれの医療の現場を体験するために本院と関連の深い病院を関連施設として選択した。しかし、本院が都市部に位置するために本院と関連する施設だけで研修を行うと体験する医療が都市部の医療に偏ってしまう。都市部以外の地域医療を経験するために、関連病院は福岡県内から田川市立病院を、そして、隣接する県からは済生会日田病院を選択した。専攻医が希望する関連施設で研修することによって広く九州の医療圏を体験できるように工夫した。 B. プログラムの理念、全体的な研修目標 本院での 4 年間の総合診療専門研修で獲得する目標の臨床能力は、①外来診療能力（在宅・往診医療、小児科および軽度外傷を含む）、②1 次・2 次救急対応能力、③一般病棟入院患者診療能力、そして、④基本的実技・手技技能である。4 年間の研修終了後には、この 4 つの能力を修得して、上級医の監督なしに自律的に診療可能なように各施設で研修を徹底的に行うように配慮した。 また、上記の 4 つの能力に飽き足らず余力のある専攻医には、さらに 3 次救急対応能力と集中治療の研修ができるようにも準備している C. 研修期間を通じて行われる勉強会・カンファレンス等の教育機会 （例）定期的な TV 会議システムによるカンファレンス・経験省察研修録（ポートフォリオ）勉強会や作成指導等 本院のプログラムでは 1 年に 1 回は最低基幹病院で研修する時期が設けられている。この基幹病院での研修期間に、研修手帳のチェックそしてポートフォリオ勉強会や作成指導を行うことによって、関連病院も含めたローテーションで修得した技能を一つ一つ確認することになっている。

D. ローテーションのスケジュールと期間

(4年以上のプログラムの場合は、枠を増やして4年目以降のローテーションについても記載すること)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年目	施設名	済生会福岡総合病院						済生会福岡総合病院					
	領域	内科（総合診療部）						総診Ⅱ					
2年目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	施設名	連携施設			済生会福岡総合病院			連携施設			済生会福岡総合病院		
	領域	小児科			内科			救急			内科		
3年目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	施設名	済生会福岡総合病院						連携施設					
	領域	総診Ⅱ						その他					
4年目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	施設名	連携施設			済生会福岡総合病院			連携施設			済生会福岡総合病院		
	領域	総診Ⅰ			総診Ⅱ			総診Ⅰ			総診Ⅱ		

特記事項（ ）

※ 代表的な例を書いてください。募集定員全員のローテーション表は不要です。

総合診療 専門研修	総合診療専門研修Ⅰ (6) カ月		総合診療専門研修Ⅱ (18) カ月	
領域別 研修	内科 (12) カ月	小児科 (3) カ月	救急科 (3) カ月	その他 (6) カ月

※ローテーションする施設によって研修期間が異なる場合（例えば、総合診療専門研修ⅠがA診療所なら6ヶ月、B診療所なら9ヶ月など）、これらの表はコピー＆ペーストして複数作成してください。

※「総診Ⅰ」、「総診Ⅱ」、「内科」、「小児科」、「救急」、「その他」という表記で記入してください。

※整備基準にある「平成 30 年度からの3年間に専門研修が開始されるプログラムについては、専門研修施設群の構成についての例外を日本専門医機構において諸事情を考慮して認めることがある。」との規定を踏まえ、3年間の研修プログラムにおいても、最大6か月間の選択研修が認められます。ただし、その場合でも、各研修科の研修期間の要件を満たすことが必要です。

※「総診Ⅰ」と「総診Ⅱ」を同時に研修することはできません。また、原則として異なる医療機関での研修を実施する必要があります。

※原則として、都道府県の定めるへき地に専門研修基幹施設が所在するプログラム、あるいは研修期間中に2年以上のへき地での研修を必須にしているプログラムにおいて、ブロック制で実施できない合理的な理由がある場合に限り、小児科・救急科の研修をカリキュラム制で実施することが認められます。該当する場合は、特記事項に詳細を記入してください。